平成　年　月　日付け第　号をもって交付の決定の通知を受けた大型再処理施設放射能影響調査交付金に係る交付金事業の成果の評価について大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則第12条第3項の規定により別紙のとおり報告します。

別紙

1　交付金事業の名称
2　交付金事業の事業主体
3　交付金事業の実施場所
4　交付金事業の概要
5　交付金事業に要した経費及び交付金充当額
6　交付金事業の成果及び評価

（注）交付金事業の成果及び評価には、効果等を出来る限り数値を用いて記載すること。

（備考）
用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とし、横位置とすること。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第七十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、原子力・エネルギー教育支援事業交付金交付規則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

文部科学大臣　馳　浩

原子力・エネルギー教育支援事業交付金交付規則の一部を改正する告示

原子力・エネルギー教育支援事業交付金交付規則（平成十四年文部科学省告示第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出しを「（実績報告等）」に改め、同条第一項中「若しくは」の下に「第八条第四号の規定による」を加え、同条に次の二項を加える。

3　交付金事業者は、第一項の実績報告書のほかに、交付金事業が完了した日若しくは第八条第四号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日から三月を経過した日までに、当該交付金事業の成果の評価を記載した様式第五による評価報告書二通（正本一通及び副本一通）を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、文部科学大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

4　文部科学大臣は、前項の規定により評価報告書の提出があったときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表することができる。

第十二条第一項中「様式第五」を「様式第六」に改める。

第十四条第二項中「様式第六」を「様式第七」に改める。

第十五条第二項中「様式第七」を「様式第八」に改める。

第十七条中「様式第八」を「様式第九」に改める。

様式第八を様式第九とし、様式第七を様式第八とし、様式第六を様式第七とし、様式第五を様式第六とし、様式第四の次に次の様式を加える。

様式第5

原子力・エネルギー教育支援事業交付金事業評価報告書

平成　年　月　日

殿

住所
都道府県の名称及びその長の氏名　印

平成　年　月　日付け第　号をもって交付の決定の通知を受けた原子力・エネルギー教育支援事業交付金に係る交付金事業の成果の評価について原子力・エネルギー教育支援事業交付金交付規則第10条第３項の規定により別紙のとおり報告します。

別紙

1．交付金事業の名称
2．交付金事業の事業主体
3．交付金事業の実施場所
4．交付金事業の概要
5．交付金事業に要した経費及び交付金充当額
6．交付金事業の成果及び評価

（注）(1)　交付金事業の成果及び評価には、効果等を出来る限り数値を用いて記載すること。
(2)　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とし、横位置とすること。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第七十二号

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の監査報告の作成、監事の調査の対象となる書類、会計の原則、短期借入金の認可の申請手続、埋設処分業務に係る財務及び会計、区部組織並びに管理又は監督の地位等に関する省令（平成十七年文部科学省令第四十四号）第五条第一項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示（平成二十年文部科学省告示第百七十七号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日　文部科学大臣　馳　浩

表平成十九事業年度以前の項中「二十四年」を「二十五年」に改める。

附則中「及び平成二十七事業年度」を「、平成二十七事業年度及び平成二十八事業年度」に改める。

○文部科学省告示第七十三号

科学研究費補助金取扱規程（昭和四十年文部省告示第百十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日　文部科学大臣　馳　浩

第二条第六項中「科学研究費補助金」を「研究費」に改め、同条第七項中「科学研究費補助金」を「研究費」に改め、「調査結果等の」の下に「故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる」を加える。

第四条第一項第五号中「不正行為があったと認定された者」を「科学研究費補助金による事業において不正行為があったと認定された者」に、「場合」を「もの」に改め、「この条において」を削り、同条第二項第五号中「不正行為」を「基金助成金による事業において不正行為」に改め、同条第三項中「この条において」を削り、同項第一号中「他の用途への使用をした者又は当該他の用途への使用を共謀した者」を「不正使用を行った者」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「特定給付金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　特定給付金の不正使用を共謀した者